

## 【盛岡市遺跡の学び館資料特別利用許可申請書 申請の方法と注意事項】

- 1 申請は、次の書類を提出してください。E-mail、郵送、窓口で受け付けます。
  - ・「盛岡市遺跡の学び館資料特別利用許可申請書」（記入例参照）
  - ・利用内容説明資料（企画書、実施要項など）。無い場合は、備考に詳細を記入してください。
  - ・利用資料が分かるもの（利用資料の写真や図等の写し）。無い場合は、お問合せください。
- 2 画像等提供や実物資料貸出の申請結果のお知らせは、申請受理後1～2週間ほど要する場合があります。当館が不適と判断する内容の場合は、利用をお断りすることもあります。
- 3 法令等を遵守すること（著作権法等）。公序良俗に反する内容の利用はしないこと。  
許可書の利用条件を遵守すること。利用した一切の行為について、申請者が責任を負うこと。
- 4 画像等を加工（トリミング、色調調整など）して利用する際は、当館と協議をすること。
- 5 申請書の資料、目的、方法は、次を参考に選択し、具体的に備考欄へ記入してください。
  - （1）申請の対象は、当館が所蔵、管理、著作権を有する次の種類のものです。資料名が不明の場合は、事前にお問い合わせください。希望のリストがある際は、添付してください。
    - ・実物資料
    - ・画像等（写真、図、動画、イラスト、模式図、等）
    - ・施設（外観、展示室、催事、等）の画像、図、等
  - （2）目的（該当するものすべてを明示し、具体的に備考欄へ記入してください。）

|            |                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①印刷物       | 印刷媒体での利用。書籍、雑誌、新聞、ポスター、チラシ、パンフレット、展示会図録、学術論文、報告書、パネル、看板、等。        |
| ②映像        | 映像制作物での利用（インターネット関係を除く）。<br>テレビ、映画、DVD や CD-ROM などその他動画コンテンツ、等。   |
| ③インターネット関係 | インターネット媒体（ネットメディア）での利用。Web サイト、動画配信、SNS、電子出版（電子書籍、電子新聞、PDF 掲載）、等。 |
| ④展示        | 展示会等。                                                             |
| ⑤教材        | 学校や教育機関の教育課程や、講演等での利用。                                            |
| ⑥調査研究      | 学術的な研究活動等に資する観察、実測、機器等を用いた調査。各種視察。                                |
| ⑦複製作成      | 実物資料のレプリカ作成等。                                                     |
| ⑧その他       | 具体的に備考欄へ記入すること。                                                   |

- （3）方法（該当するものすべてを明示し、具体的に備考欄へ記入してください。）

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ①借用   | 実物資料、写真（ネガ・ポジフィルム、紙焼き）、図面、パネル等を、当館外へ持ち出して利用すること。                                   |
| ②撮影   | 当館内で、実物資料、画像等の写真や動画を撮影すること。                                                        |
| ③画像提供 | 当館所有画像等を、当館が申請者に提供すること。                                                            |
| ④転載   | 申請者が、当館の所有管理等する画像等を刊行物等から複写複製し、利用すること。（刊行物名を備考欄に記載すること。）                           |
| ⑤閲覧   | 当館内の展示室以外で、実物資料、画像等（図面、写真、パネル等）を、観察、写生、実測、計測、調査（調査方法や使用機材、破壊か非破壊か等を明記すること。）等を行うこと。 |
| ⑥その他  | 具体的に備考欄へ記入すること。                                                                    |